

(写)

龍ヶ崎市空家等対策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第48号

龍ヶ崎市空家等対策推進協議会条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市空家等対策推進協議会条例（平成27年龍ヶ崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条</u>の規定に基づき、空家等対策に関する事業に関し、<u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、龍ヶ崎市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条</u>の規定に基づき、空家等対策に関する事業に関し、<u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更並びに実施等に関する協議を行うため、龍ヶ崎市空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。